



島根県報

令和2年10月5日(月)

号外第119号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第82号）

1 規則の概要

新型コロナウイルス感染症対策農林水産業収益向上緊急支援事業（農業に関するものに限る。）の補助金の交付を決定する事務は、地方機関の長が専決することができる事項とすることとした。（別表第5関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月5日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第82号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第5支庁及び農林振興センターの項第20号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「により」の次に「、新型コロナウイルス感染症対策農林水産業収益向上緊急支援事業（農業に関するものに限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。